第４回青森県特別支援教育在り方検討会議　概要

日時：令和８年１０月２８日（水）
１４：００～１７：００
場所：県庁西棟８階大会議室

＜出席者＞
検討会議委員：８名（４名欠席）

１　開会

２　日程説明
事務局から、本日の会議日程の説明をした。

３　報告
９月３０日開催の第３回調査研究部会の概要について事務局から、資料１により説明した。

４　審議
（１）特別支援学校の施設設備について
委員から、次のような質疑及び意見があった。

①校舎等の躯体・施設設備
ア　教室不足

○　小学校と特別支援学校の共同学習を行っている京都府舞鶴市では、福祉避難所が交流先の小学校となっているため、特別支援学校の児童生徒にとっても安心して行ける場所となっている。ハード面だけではなく交流という側面が関連付いていくことによって心理的なハードルが下がる。

○　兵庫県では高等学校への特別支援学校の分教室設置が進んでいる。単独で通学することができる高等部の生徒（一般就労を目指すような生徒）が、実業系の学校に併設された分教室で施設設備や物品を共有したりしている。

○　使用されていない教室が複数ある高等学校もあれば、老朽化した小中学校もあるため、地域ごとに見て、一緒に活用したり新しい学校として設立したり色々な可能性があると感じている。

イ　防犯体制

○　360°カメラを学校に設置してもらい、捜索訓練を行った際には、逃避した生徒がどこから出ていったのかを確認しながら捜索態勢を組むことができた。各学校必須の設備だと感じている。

　また、地域との連携の面では、本校は近隣の特別支援学校や小中学校、保育所と連携して連絡網を作り、連絡し合える体制を整えている。熊対策などは地域と一緒に取り組んでいくべきセキュリティだと考える。

○　設備に関してはどの学校も同じ課題を抱えているだろう。侵入者対策について、侵入者にまでプライバシーなどの配慮が必要なのか。この部分の対策は、デメリットよりもメリットについて考えていった方がよいと思う。

ウ　避難所

○　福祉避難所について、市町村の理解が得られないとあるが、得られる努力をしているのだろうか。やれるようにするためにはどうしたらよいのかということを考えれば一歩前に出られるのではないか。

○　福祉避難所について、医ケアが必要な子は医ケアに必要な用具を全て持っていかなくてはならない。特別支援学校には医ケア用品が一通り揃っているため、学校が避難所になれば一番安全だと思っている。是非進めてほしい。

○　学校が避難所になると教員の負担が大きくなると思われるが、ボランティアや地域の児童民生委員など、地域をサポートする団体は様々ある。各校で受け入れを想定した体制整備をしておくことが重要である。

○　障がいのある方はまず最寄りの避難所に行き、その後指定された福祉避難所へ案内されることとなる。特別支援学校を福祉避難所として運営する場合は、障がいのある方々が周辺にいる、福祉避難所が必要であるということを市町村に理解していただくしかない。避難所指定は市町村の責務である。

　医ケアの児童生徒が避難する場合は、長期間避難所にいるのではなく、なるべく早く自宅に帰れるような支援についても注力していかなければならない。

→（議長）近年は大規模災害でなくとも大雨などの局地的な災害で避難しなければならないことが多い。その中で地域の中にいる様々なこどもたちをどう守っていくのかという視点を市町村が持てるように発信していかなければならない。

○　地域の小中学校も設備は整っていないのが現状だと思う。実情を把握しながら、学校だけでなく地域とも連携・情報共有しながら進めていかなければなら

ないと思っている。避難訓練も地域と合体した訓練を行っていく必要性について検討している。

エ　体育館空調の整備

○　体育館の空調について、冷房設備がどのように整備されるかに加えて、なかなか暖房が稼働しないということもあるため、秋口の環境整備についても考えていただきたい。

○　体育館の空調については、県の予算だけで進めていくのは難しくなってきているのではないか。クラウドファンディングや寄付などの行動を起こすというのも一つの手ではないか。

○　体育館の空調について、特別支援学校は命の危険がある児童生徒もいるため、避難所というよりも学習環境の整備という点で進めてほしい。

○　体育館の空調設備については積極的に進めていかなければならない。体育館が使えないと遊び場が減り、こどもたちのエネルギーの発散の場がなくなってしまう。また、避難所という観点からも必要と考えている。

オ　大型設備と外部人材

○　大型設備に関して、本校ではクリーニングの大型機器を配置しているが、教員の専門性が継承しにくい。非常勤で外部人材を配置し、指導してもらうことで教員の負担軽減、専門性の向上に繋がるのではないか。

→（議長）外部人材としてプロを現場に配置し、学べるようにしている学校は産業科だけではなく普通科にも多い。また、韓国では、企業が学校の中に施設を入れて様々な活動をし、社会貢献的なことと人材育成的なことを行っている場所もある。

○　外部人材という点では、県内の企業をサポーターとして使っていただきたい。児童生徒の保護者たちも将来的にサポーターになれるような制度があればもっと開けた形になるのではないか。

カ　その他設備

○　本校は高等部の玄関に屋根がなく、ずぶ濡れになりながら送迎している。命に係わる部分でもあるので、対応していただきたい。

②スクールバスにおける通学環境

○　現在は大学でもスクールバスを運行しているケースが目立つ。兵庫県では、単独で通学することが困難な児童生徒だけではなく、通学困難なエリアにも運行している高等支援学校の例がある。

○　高等部の生徒は将来の自立を促すために乗車させないとあるが、そうではなく全員乗ってよいと思う。今までこうだったという前提で議論すると何も進まない。

○　これまでは毎月数万円払って民間タクシーを活用し、通学させている保護者もいた。本校では、昨年度から高等部の生徒も空きがあれば乗車できるようになり、親としてはありがたい。

○　高等部になるとスクールバスが使えなくて不便という話は保護者から聞いている。高等部でも場合によっては利用できる時代になった方がよい。

③給食体制

○　夜間定時制の高等学校に通学する生徒の中には家の事情等で給食が一日の栄養補給源となっていることもある。将来的に、自校給食を行う高等学校と近隣の特別支援学校のどちらかの施設を新しくして、そこから配送するという可能性があるのではないか。

④寄宿舎

○　舎生数は減少しているが、広域から児童生徒が就学するため、寄宿舎は絶対に必要な施設設備だと考える。

○　県立盲学校と青森聾学校が来年度から併置校となるが、このタイミングに合わせて寄宿舎を一市に集約するというのも考えられるのではないか。

○　在籍する学校に関わらず、県立特別支援学校に在籍している児童生徒たちが利用することができる寄宿舎というのも考えられる。もちろん利便性がよいことが条件だが、他の学校の生徒などが実習先に通うために利用するというフレキシブルなことも考えられるのではないか。
　また、自立生活の訓練として寄宿舎を利用するなども考えられる。

○　寄宿舎生の利用実態に対する企業側の認知度が低いことが課題と感じている。
　企業側からすると、学生のうちにグループホーム等と連携し、卒業後すぐに就職して一人暮らしするのではなく、その前に訓練的な期間があると保護者も安心するのではないか。柔軟な受け入れ体制をもっと考えていけばよい。

○　医ケア児の受け入れについて、夜も保護者が世話を行っている場合が多く、医ケア児が保護者のもとを離れて入舎するのは現実的ではないのではないか。

○　医ケア児を宿泊させる場合には、看護師配置も大事だが何か起きた時の責任の所在や対応についてのマニュアルを詰めていかないといけない。ハードルは高いのではないか。

【質疑応答】（質問：◆ ／ 回答：◇）

◆　「学校教育法の寄宿舎規定が残存している」とあるが、寄宿舎を残す前提で検討していかなければならないのか。

◇　学校教育法では、「特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。」とされている。本県の成り立ちとしては、障がい児が入所する施設が先にできて、その後、学習保障のために施設近隣に特別支援学校が整備されたため、必ずしも寄宿舎を設置しているものではない状況。

◆　医ケア児を寄宿舎で受け入れるとなれば看護師の配置は必須になるが、そのことについてどういう考えでこのような表記になったのか。

◇　実際に受け入れの具体的な話があったかどうかまでは把握していないが、調査研究部会では検討に挙がったという点で共有されたところ。

（２）通級による指導について

事務局から、参考資料を説明し、委員から、次のような意見があった。

①小中学校における通級による指導

○　弘前市では他校通級が非常に多い。鰺ヶ沢町に近い学校に通っている保護者が通級を希望していたが、送迎の関係で通級を断念した。ニーズがあっても送迎の関係で断念するパターンがよくある。時間もロスする。巡回型であればそのような場合でも対応することができる。

○　病休で休む先生が多く、通級担当の先生が通常の学級の運営の方に引っ張られてしまう。巡回型であればそのようなことがなくなるのではないか。総合的に見て、巡回型の方がメリットを多く感じる。

○　弘前大学附属の幼稚園、小中学校では、特定の曜日に特別支援学校の教諭が常駐するようにしている。巡回ではなく、あえて意識化するように常駐と呼んでいる。

②高等学校における通級による指導

○　県立高等学校の定時制において自校通級を行っている。２２名の生徒に対して教員１３名で対応しているが、教員自身も自分の担当教科を持ちながら対応しているため、通級だけに注力できているわけではない。これまで１対１で対応していたが、このままでは今後限界が来るということで、別のやり方を模索している。

○　特別支援学校との人事交流では、高等学校から特別支援学校に異動してまた戻ってくるパターンが多かった。今後も特別支援学校籍の教員が異動してきてほしいが、無理であれば週に１度でも通級に入り、教材等の相談ができる体制になればありがたい。

○　福井県は県立高等学校２５校、特別支援学校１１校ある。県立高等学校すべてで通級指導を行っており、週１回特別支援学校から教員が来て相談等の対応を行っているとのこと。対応できない時には Teams などを使用し、すぐ相談できる体制が整っている。本県の学校数を考えると難しいが、気軽に相談できる体制があるとありがたい。

○　高等学校の教員そのものの意識改革についても進めていかなければならない。担当者の固定化により、異動後にまたゼロからのやり直しになってしまうことも多い。特別支援教育に関する学びの機会も作っていただきたい。

○　兵庫県では高等学校２２校に通級指導の担当教員を配置し、高等学校５５校すべてに巡回している。併せて、特別支援学校の分教室を高等学校に配置している。そのようにして日常的にやり取りし合うことで教員の資質を高め合う状況を作っている。

○　担当以外の教員も関わっているのは青森県のよいところであるが、自立活動は個別指導という誤解がある。高校生であれば集団指導の方が効果的なこともある。

　特別支援学校から高等学校へ異動した教員の理解が十分ではなく、間違った自立活動の指導を伝えているということもある。自立活動を理解している人がいないと誤解が広がってしまう。

③通級指導の支援体制

○　県発達障害者支援センターでは、発達障がいの診断を受けているかどうかにかかわらず、そのような傾向が見られるという主訴から実際の状況を確認し、アセスメントを指導計画に反映させるなどの機関支援を行っているので活用してほしい。また、高校３年生までを対象として、学校へ出向いて指導計画を一緒に作成するなど教員をサポートする事業を行っている。

○　教員の研修意欲は高いが、基礎基本を学ぶ機会がないまま専門性を高めることのないよう研修の工夫が必要。

○　校外から見に来てもらい指導を受けることと、自分で校外へ行って学ぶことを組み合わせることで理解度と実践力を高めていくことも大事である。チームで行ったりオンラインなどを組み合わせたりすることで効果的な支援体制を作れるのではないか。

（３）教育環境の充実について

①特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の充実

○　新潟県ではブロックマネージャーを専門職非常勤で任用し、職場とのマッチングを円滑に行っている。退職教員ではなく地域の専門家を入れた方がよい。

○　本県の技能検定が１０年目を迎え、今後どのように展開していけばよいか校長会で話題にしたところである。参集型がよいのか、各校で開催すればよいのか。技能検定を通して、参加した生徒が将来どのように働いているのかを継承していかなければならない。

○　資格に関して、実習先からは企業で必要な資格を取れる生徒がいるのであれば在学中に取得を目指してほしいとか、農地まで行くための自動車運転免許が必要などといった、企業と連動した教育の充実という視点が必要になるのではないか。

○　他県では、高等学校の併置ということで、福祉系の学校や農業系の学校などの専門教員が交互に行き来することでノウハウを伝達し合っている学校もある。

○　企業側に技能検定のことを知ってもらわなければならない。級の価値を知ってもらい向上していければ、どの級を取ったらうちに来てほしいとか、級を取ればこういうことができるとか、そういう話ができる。

○　技能検定のその先のことを考えていかなければならない。各特別支援学校で実施する際は企業見学会ではなく企業参観日のようにし、生徒が技能検定で得た能力を発揮する（主体的にプレゼンテーションする）などの形式で企業とコミュニケーションを取りながらやっていく必要がある。

○　札幌市の札幌みなみの杜高等支援学校ではマイスター制度を取り入れている。外部の専門家を特別非常勤講師として任用し、指導や評定を行ってもらい、一定の基準をクリアした人は他職種にチャレンジできるような取組である。

○　キャリア教育で高めた職業能力を継続させるためにも、生活のためのソフトスキルを高めていく必要がある。SNS の使い方やお金の管理、余暇スキルなども、職業能力を支える基盤になるのではないか。

②交流及び共同学習、小中学校・高等学校の特別支援教育校内支援体制

ア　居住地校交流

○　特別支援学校の勤務経験から学校同士の立場が対等になっていないと感じることはあった。本来の意味合いの確認が必要だと思う。

○　交流学習において、オンラインも便利だが、コミュニケーションを育むにはやはり対面で行っていきたい。例えば、運動会や各種発表会で１曲一緒に歌ったり踊ったりするなど。こどもたちの共同活動の経験は記憶に残っていくのではないかと思う。

○　昔に比べると居住地校交流は対等な関係性ができてきているのではないかと感じる。幼少期から交流していれば、障がい者を特別扱いすることはなくなるだろうと思う。障がいの事実や困難への支援を最優先しつつ、その人らしさを尊重するという意識が大事。

イ　学校間交流

○　昨今のバス料金の高騰という問題があるが、弘前市の大和沢小学校と弘前聾学校のように歩いて行ける距離の学校があればうまく活動できる。

ウ　学校内交流

○　通常の学級の教員の理解があまり進んでいないという声もよく聞く。特別支援学級の担当の先生が付いて来ないのであれば、学級に来ないでほしいといった話もまだある。この辺りの理解についても進めていかなければならないと考えている。

○　授業においても、学習者が主体的に関わっていける多様性に合った授業を作らなければならないとされているが、教員主導で児童を無理矢理授業に参加させていくようなことが多い。

○　授業時間の半分以上は特別支援学級で受けることとなっているが、これはケースバイケースで、児童１人に対し教師が１人ついているような場合では学校内交流を積極的に進めてもよいのではないか。

○　必ず特別支援学級と通常の学級の担当が打ち合わせをすることとして、学校により差が生じないようにしなければ進んでいかないと思う。

エ　その他

○　特別支援学校のセンター的機能は高等学校側では助かっていると感じているが、利用が少ないことには驚いている。

○　１人の専門性がある教員に頼るだけでは通級指導も教育相談も続いていかない。専門性のある教員を育てていかなくてはならない。

○　青森県は先進的な取組をこれまでもたくさん行ってきている。これを今一度洗い直して現代版にアップデートし、発信していくことが重要ではないか。

５　報告書骨子案の確認

事務局から、資料２により説明したところ、委員から、次のような意見があった。

○　第２の５に追加するかは要検討事項だが、１～４を実施していくための教員や学校への支援についての記載もあってもよいのではないか。研修のことなどが当てはまると思う。

６　閉会

次回の調査研究部会の開催見送りについて、出席委員の承認を受け、会議は閉会した。